消費生活 第85回

知っ得情報！

新聞の定期購読契約の注意点

新聞の購読契約は途中でやめられる？

次のような、消費者トラブルがあります。

・新聞の購読期間中に、転居、病気および入院などの理由で解約を申し出たところ、中途解約を認められなかった。
・新聞の訪問販売で強引に勧誘され、2年後の契約をしてしまった。

期間の定めのある契約は、消費者の都合で、一方的に解約できないのが原則です

定期購読契約をする場合、次のことが重要です。

・トラブル防止のため、長期の契約や、数年先からの契約はなるべく避ける。
・いらないときは、きっぱり断る。
・周囲に相談してから、契約する。
・契約内容をしっかり確認後、サインする。

クーリング・オフなど、解約ができる場合もあります。悩んだら、早めに射水市消費生活センターへご相談ください！

問合せ先

●射水市消費生活センター（生活安全課内）
月～金曜日　午前9時～午後4時
☎52-7974

●富山県消費生活センター高岡支所
（高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ5F）
月～金曜日　午前8時30分～午後5時
☎25-2777

●消費者ホットライン　☎188

年金だより

学生納付特例はどんな制度？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。大学生などの学生は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（修業年が1年未満の課程など対象とならない学校もあります。）

納付猶予期間のメリット

○受け取る際の年金額には反映しませんが、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。
○病気やけがで障害が残ったとき障害基礎年金などを受け取ることが可能になります。

申請の流れ

①市役所または年金事務所に備え付けの申請書に、学生証の写し（両面）、または在学証明書（原本）を添付して申請してください。
②提出先は、住民登録している市区町村窓口です。
③申請後2，3か月で承認または却下通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。却下通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。
※申請は過去2年1か月分まで遡ることができます。
令和4年度の申請は令和4年4月1日から受付けます。
※現在、承認されている方で、令和4年度も在学期間と確認できた方には、ハガキ形式の申請書が送付されます。
※学生納付特例制度には所得制限があります。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。追納額は当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされたものです。

年金全般についての問合せ先

保険年金課　☎51-6628
高岡年金事務所　☎21-4180
（音声案内は②番→②番）

出張年金相談

場　所：射水市本庁舎　1階104相談室
日　時：3月15日（火）
　　午前10時～午後3時
　　※事前予約が必要です
予約先：高岡年金事務所
　　☎21-4180
　　（音声案内①番→②番）

※基礎年金番号のわかるものや身分証をご持参ください。